

宮崎県伝統的工芸品の新商品開発業務委託仕様書

1 目的

本事業は、宮崎県伝統的工芸品事業者と高いブランド力や知名度をもつ企業やクリエイター等とのコラボレーションにより、新たなアイデアを取り入れ、現代のライフスタイルに合った新商品開発を支援する事業を実施することで、宮崎県伝統的工芸品のブランド価値を高めるとともに、販路拡大・新規需要の開拓を図る。

2 業務委託名

宮崎県伝統的工芸品の新商品開発業務

3 委託期間

契約の締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 委託業務の範囲

(1) 企画及び調整業務

- ・新たなアイデアを取り入れた魅力的な新商品開発を行うための企画及び試作品開発を行うこと。
- ・伝統的工芸品事業者や企業等との連絡調整、フォローアップ等の業務を行うこと。

(2) 共同開発を行うパートナーの選定及び提案

選定には以下の点に留意して選定し、提案すること。

- ①消費者のニーズに合う商品を開発する能力のある企業等であること。
- ②伝統的工芸品事業者と密なコミュニケーションが取れる企業等であること。
- ③共同開発した商品を企業等の店舗やECサイトで広く販売することが可能である企業等であること。
- ④共同開発した商品を伝統的工芸品事業者側の店舗やECサイトでも販売することが可能である企業等であること。
- ⑤共同開発した商品について、店舗やHP、SNS等を利用して幅広いPRが可能な企業等であること。

(3) 伝統的工芸品事業者の選定

- ・県と協議のうえ、本事業に参加する伝統的工芸品事業者を選定すること。

(4) コラボレーションする企業等のマネジメント

- ・伝統的工芸事業者と協議する場を設定すること。
- ・新商品のイメージを提案すること。
- ・試作品制作のためのアドバイスをを行うこと。
- ・本委託期間中または本委託事業終了後、伝統的工芸品事業者と企業等で協議のうえ、共同開発した商品を店舗またはECサイト等で販売すること。

(5) 広報業務

- ・選定した伝統的工芸品事業者及び企業等と連携し、店舗やHP、SNS等を通じて積極的な情報発信を行うこと。
- ・共同開発した商品と合わせて既存商品のPRを行うこと。
- ・本事業の成果について、幅広い層に向けた報告会を開催すること。

(6) 報告書作成業務

- ・委託業務終了後は実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

5 知的財産権の取扱い

(1) 著作権等

本仕様書により製作された成果品の全ての著作権や特許権等は、本事業の受託事業者と企業等及び伝統的工芸品事業者で協議のうえ、明確にしておくこと。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の製作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ②受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④知的財産権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 事業目標

対象となる伝統的工芸品事業者は3事業者以上とし、1伝統的工芸品事業者あたり1品目以上の試作品製作を行う。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すると。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。